

マイナンバー制度が始まります

(社会保障・税番号)

① マイナンバーとは

皆さん一人ひとりが持つ12桁の番号です

マイナンバー(社会保障・税番号)は、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するためのものです。

マイナンバーは、社会保障と税制度の効率性・透明性を高めることで、皆さんにとって、便利で公平かつ公正な社会を実現する社会基盤です。活用することで期待される効果は、大きく次の3つがあります。

▼面倒な手続きが簡単になります

市などへの申請書に添付する書類が少なくなるなど、行政手続きが簡素化されます。市などが持っている個人の情報の確認や、市などから様々なサービスのお知らせを受け取ることも可能になります。

▼手続きが正確で早くなります

行政機関が行っている情報の照合、転記、入力などの時間や労力が大幅に削減されます。これにより、複数業務の連携が進み、迅速かつ正確な手続きが期待できます。

▼給付金などの不正受給を防ぎます

所得や行政サービスの受給状況を把握しやすくなります。これにより、負担を不当に免れたり、給付を不正に受けたりすることを防止できます。さらに、困っている人にきめ細かな支援を行えるようになります。

② 番号通知の時期と方法

10月から送付します

住民票がある人や、中长期在留者や特別永住者などの外国人も対象に通知します。

原則として、市から、住民票の住所あてにマイナンバーが記載された「通知カード」を簡易書留で送付します。住民票の住所と違う場所にお住まいの人は注意してください。

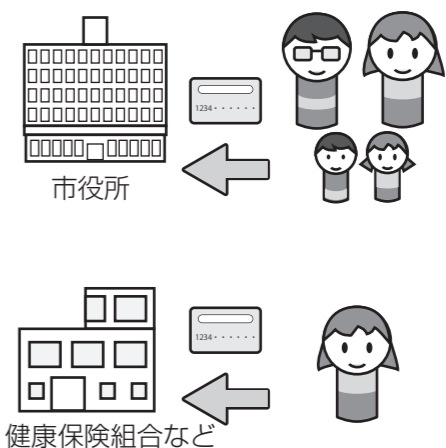
③ マイナンバーの使い方

社会保障、税、災害対策の行政手続きで提示をします

平成28年1月から順次、社会保障、税、災害対策の下のような行政手続きなどでマイナンバーが必要になります。

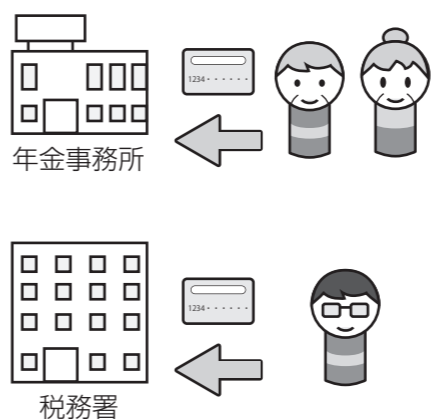
▼児童手当の現況届を出す時

▼健康保険を受給する時



▼年金を受給する時

▼所得税の確定申告をする時



「通知カード」の送付先 マンション・アパートの 部屋番号表示の申出を

マイナンバー「通知カード」の送付先には、マンション・アパート名などが記載されません。通知カードを正しく受け取るには、部屋番号を住民票に表示する必要があります。部屋番号の住民票への表示には、本人の申出が必要です。申出は区市町村、支所、各出張所の窓口で行えます。詳しくはお問い合わせください。

なお、申出が必要と思われる人には、5月末までにお知らせを郵送します。

問い合わせ先 区市町村課 ☎ 30・6111番、FAX22・13998番

⑩ さらに詳しい情報は

ホームページを閲覧するか、コールセンターにお問い合わせください

マイナンバー制度のよくある質問や最新情報は、内閣官房のマイナンバー(社会保障・税番号)制度のホームページに掲載しています。特定個人情報保護委員会、総務省、国税庁、厚生労働省等の特設サイトへもリンクしています。

また、マイナンバーのコールセンターも開設しています。マイナンバーについて不明な点や、さらに詳しい情報を知りたい場合は、お問い合わせください。

内閣官房ホームページ <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>

マイナンバー全国共通ナビダイヤル ☎ 057020・0178番

▼外国語対応番号(英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語) ☎ 057020・02091番

▼開設時間 いずれも、月～金曜日(年末年始、祝日を除く) 午前9時30分～午後5時30分

問い合わせ先 困窮政策課 ☎ 30・6104番、FAX22・13998番

④ マイナンバーの提供

むやみに他人にマイナンバーを提供することはできません

マイナンバーの提供は、法律で決められている目的以外にはできません。他人のマイナンバーを不正に入手したり、他人のマイナンバーを取り扱っている人が、マイナンバーや個人の秘密が記録された個人情報ファイルを他人に不当に提供したりすると処罰の対象になります。

⑤ 個人情報の保護

制度面とシステム面の両方から個人情報を保護するための仕組みを作ります

▼制度面

法律に規定があるものを除き、マイナンバーを含む個人情報の収集や保管は禁止されています。また、特定個人情報保護委員会という第三者機関がマイナンバーが適切に管理されているか監視・監督します。さらに、法律に違反した場合の罰則も、従来より重くなっています。

▼システム面

個人情報を一か所で管理せず、今までどおり、年金の情報は年金事務所、税の情報は税務署といったように分散して管理します。また、行政機関の間で情報のやりとりをするときも、マイナンバーを

直接使わず、システムにアクセスできる人を制限し、通信する場合は暗号化を行います。

⑥ 利用状況の確認方法

インターネットで、マイナンバーの利用状況を確認できます

平成29年1月からインターネットを使って、自分の個人情報をいつ、誰が、なぜやりとりをしたのか、利用履歴を確認できるようになります。

⑦ 個人番号カードとは

マイナンバーの通知後に、申請すると交付されるカードです

個人番号カードには、表面に氏名、住所、生年月日、性別と本人の顔写真が、裏面にマイナンバーが記載されます。交付は平成28年1月からです。



▲マイナンバーキャラクター マイナちゃん

1ムに1つ。マイナンバー



個人番号カードには、ICチップが搭載されます。ICチップには、個人番号カードに記載された情報のほか電子証明書が記録されます。所得の情報などの重要な個人情報は記録されていません。

⑧ 個人番号カードの使い方

身分証明書、各種電子申請、証明書のコンビニ交付サービスなどに使えます

既に発行されている住基カードの機能が個人番号カードに移行していく予定です。

⑨ 法人番号とは

法人に指定される13桁の番号です。マイナンバーとは違い公開され、誰でも自由に使うことができます。